

○国土交通省令第七十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(車幅灯)

第三十四条　自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ四・七メートル以下、幅一・七メートル以下、高さ二・〇メートル以下、かつ、最高速度十五キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。
第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項及び第四十条第一項において同じ。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車にあつては車幅灯を前面に一個備えればよいものとし、幅〇・八メートル以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあつては当該自動車に備えるすれば違ひ用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるよう取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことがで

2　車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあつては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3　（略）

(昼間走行灯)

第三十四条の三　自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。

2・3　（略）

(側方灯及び側方反射器)

改正前

(車幅灯)

第三十四条　自動車（二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ四・七メートル以下、幅一・七メートル以下、高さ二・〇メートル以下、かつ、最高速度十五キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。以下第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第四十四条第二項第四号において同じ。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅〇・八メートル以下の自動車にあつては、当該自動車に備えるすれば違ひ用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるよう取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

2　車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3　（略）

(昼間走行灯)

第三十四条の三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。

2・3　（略）

(側方灯及び側方反射器)

第三十五条の二 次に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器（第四号に掲げる自動車にあつては、側方反射器）を備えなければならぬ。

第三十五条の二 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

一～三 （略）

四 二輪自動車
（略）

五 2・3 （略）

四 2・3 （新設）
（略）

4 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さ（第一項第四号に掲げる自動車にあつては、当該自動車の存在）を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

5 （略）

（尾灯）

第三十七条 （略）

2 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあつては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 （略）

（番号灯）

第六十二条の二 原動機付自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものを除く。第六十二条の三、第六十二条の四、第六十三条の二、第六十五条の二、第六十五条の三、第六十六条の二及び第六十六条の三において同じ。）の番号灯は、夜間にその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で付すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 （略）

（尾灯）

第三十七条 （略）

2 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 （略）

（番号灯）

第六十二条の二 原動機付自転車の番号灯は、夜間にその後面に取り付けた市町村（特別区を含む。）の条例で付すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 （略）

(尾灯)

第六十二条の三 原動機付自転車の後面には、尾灯を備えなければなら
ない。

2
・
3
(略)

(尾灯)

第六十二条の三 原動機付自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満
のものを除く。第六十二条の四、第六十三条の二、第六十五条の二、
第六十五条の三、第六十六条の二及び第六十六条の三において同じ。
）の後面には、尾灯を備えなければならない。

2
・
3
(略)

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標
記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加
える。



改 正 後

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一〇四十一の三 (略)

四十一の四 法第四十一条第一項第十二号の灯火装置及び反射器並びに同項第十五号の指示装置の取付装置（二輪自動車に備えるものに限る。）
四十二の四十七 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

改 正 前

(特定装置の種類)

第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一〇四十一の三 (略)
(新設)

四十二の四十七 (略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一〇三の九 (略)	(略)

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一〇三の九 (略)	(略)

四の二～五の四 (略)		
五の五 第二条第五号の五の衝突被害軽減制動 制御装置	第百五十二号改 訂版	五の五 第二条第五号の五の衝突被害軽減制動 制御装置
五の六～六の五 (略)	(略)	五の六～六の五 (略)
七 第二条第七号の外装	第二十六号第四 改訂版	七 第二条第七号の外装
八 第二条第八号の外装の手荷物積載用部品		八 第二条第八号の外装の手荷物積載用部品
九 第二条第九号の外装のアンテナ		九 第二条第九号の外装のアンテナ
十～三十四の四 (略)	(略)	十～三十四の四 (略)
三十四の五 第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第一百四十四号改 訂版	三十四の五 第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置
三十四の六～三十五の二 (略)	(略)	三十四の六～三十五の二 (略)
三十五の三 第二条第四十一号の三の灯火装置 及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第七 改訂版	三十五の三 第二条第四十一号の三の灯火装置 及び反射器並びに指示装置の取付装置
三十五の四 第二条第四十一号の四の灯火装置 及び反射器並びに指示装置の取付装置	第五十三号第三 改訂版	三十五の四 第二条第四十一号の四の灯火装置 及び反射器並びに指示装置の取付装置
三十六～三十八 (略)	(略)	三十六～三十八 (略)

四の二～五の四 (略)		
五の五 第二条第五号の五の衝突被害軽減制動 制御装置	第百五十二号 改訂版	五の五 第二条第五号の五の衝突被害軽減制動 制御装置
五の六～六の五 (略)	(略)	五の六～六の五 (略)
七 第二条第七号の外装	第二十六号第三 改訂版	七 第二条第七号の外装
八 第二条第八号の外装の手荷物積載用部品		八 第二条第八号の外装の手荷物積載用部品
九 第二条第九号の外装のアンテナ		九 第二条第九号の外装のアンテナ
十～三十四の四 (略)	(略)	十～三十四の四 (略)
三十四の五 第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第一百四十四号 改訂版	三十四の五 第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置
三十四の六～三十五の二 (略)	(略)	三十四の六～三十五の二 (略)
三十五の三 第二条第四十一号の三の灯火装置 及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第五 改訂版	三十五の三 第二条第四十一号の三の灯火装置 及び反射器並びに指示装置の取付装置
三十五の四 第二条第四十一号の四の灯火装置 及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第六 改訂版	三十五の四 第二条第四十一号の四の灯火装置 及び反射器並びに指示装置の取付装置
三十六～三十八 (略)	(略)	三十六～三十八 (略)

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	18以上
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	18以上
(略)	(略)

(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第四十一号の二の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	8以上
(略)	(略)

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第三条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



別表第一

改正後

自動車審査試験項目

自動車審査試験
項目別費用額

一〇八十八 (略)

八十九 保安基準第三十二条第三項及び第六項
、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項
、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項
、第三十四条第三項、第三十五条第三項
、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十
六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条
の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十
七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十
八条の二第三項、第三十九条第三項、第三十
九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一
条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一
条の二第三項並びに第四十一条の四第四項に
定める基準に係る試験(二輪自動車及び側車
付二輪自動車に係る試験に限る。)

(略)

備考
一 (略)

九十九百三十二 (略)

備考
一 (略)

九十九百三十二 (略)

別表第一

改正前

自動車審査試験項目

自動車審査試験
項目別費用額

一〇八十八 (略)

八十九 保安基準第三十二条第三項及び第六項
、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項
、第三十四条第三項、第三十五条の二第三項
、第三十五条第三項、第三十六条第三項、第三十七条
及び第五項、第三十七条第三項、第三十七条
第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条
の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十
八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十
九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十
条第三項、第四十一条の三第三項に定め
る基準に係る試験(二輪自動車及び側車付二
輪自動車に係る試験に限る。)

(略)

備考
一 (略)

九十九百三十二 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

別表第二一

一～五十八 （略）	特定装置審査試験項目
（略）	特定装置審査試験項目別費用額

三～五 （略）	第八十二号の二 （略）	第八十二号 （略）	（略）
	十二万五千円 （略）	十二万五千円 （略）	（略）

別表第二一

一～五十八 （略）	特定装置審査試験項目
（略）	特定装置審査試験項目別費用額

三～五 （略）	第八十二号の二 （略）	第八十二号 （略）	（略）
	十二万五千円 （略）	十二万五千円 （略）	（略）

二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

五十九 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第三項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験）

十八万七千円

五十九の二 保安基準第三十二条第三項及び第六項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第三項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験）

十二万五千円

五十九 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十三条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十四条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項並びに第四十一条の二第三項に定める基準に係る試験

十八万七千円

る試験に限る。)

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

三・四 (略)	(略)	第五十五号の二	(略)
	(略)	十二万五千円	十二万五千円

六十ヶ九十三

(略)

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

三・四 (略)	(略)	第五十五号の二	(略)
	(略)	十二万五千円	十二万五千円

六十ヶ九十三

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第四号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第四号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第四号及び第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であつて、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第四号及び第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第七号から第九号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、新規則第五条の表第七号から第九

号まで及び第三十四号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5 旧規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年七月六日以前に行われたものに限る。）であつて、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月六日までの間は、新規則第五条の表第三十五号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。